

佐々町下水道事業  
佐々町長 濱野 亙

## 変更契約の内容に関する事項の公表について

下記のとおり変更契約を行いましたので、その内容を公表します。

## 記

|             |   |
|-------------|---|
| 工 事 名       | 令和 7 年度 佐々町公共下水道事業(雨水)<br>中央地区雨水暗渠補修工事 (2工区)  |
| 工 事 場 所     | 長崎県北松浦郡佐々町本田原免 地内   |
| 工 事 概 要     | 工事延長 L=49.0m  |
| 請 負 業 者     | 長崎県北松浦郡佐々町小浦免字羽恵崎 1 5 6 7 番 3<br>(有)創進工業佐々営業所 営業所長 岩下 紗弓  |
| 変 更 内 容     | インターロッキングブロック→アスファルト舗装 A=29m <sup>2</sup> →44m <sup>2</sup><br>標識柱設置 再利用→新材<br>断面修復工 V=0.228m <sup>3</sup> →0.216m <sup>3</sup>   |
| 変 更 理 由     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・舗装工においてインターロッキングブロックで復旧することとしていたが、一時撤去する際に下地に張り付き撤去できなかったため、ブロックを取壊してアスファルト舗装での復旧に変更した。また、既存のインターロッキングブロックとの段差擦り付けを行うため、舗装面積を増やした。</li> <li>・一時停止の規制看板の撤去・再設置において、当初設計では既存の標識柱を再利用することとしていたが、管理者である警察と協議した結果、支柱のみ新材で行うこととなったため変更した。</li> <li>・現地精査の結果、断面修復工においてコンクリートのうきや剥離、鉄筋露出の面積が当初設計よりも少なかったため、補修断面の体積を変更した。</li> </ul> |
| 変 更 契 約 日   | 令和 8 年 2 月 25 日   |
| 変 更 前 契 約 額 | 15,070,000円 (内消費税額 1,370,000円)  |
| 変 更 額       | 増 69,300円 (内消費税額 6,300円)  |
| 変 更 後 契 約 額 | 15,139,300円 (内消費税額 1,376,300円)  |
| 変 更 前 工 期   | 令和 7 年 9 月 25 日<br>令和 8 年 3 月 3 日 160日間   |
| 変 更 後 工 期   | 令和 7 年 9 月 25 日<br>令和 8 年 3 月 3 日 160日間   |
| そ の 他       | 第 1 回変更   |